スポーツ少年団派遣費補助金交付内規

1. 目的

この内規は、スポーツ少年団関係の東北大会以上の大会に出場した団体・個人に対し、各単位団の負担軽減のための補助金交付にあたって、必要な事項を定めるものとする。

2. 対象者

スポーツ少年団関係の大会等に出場した団体・個人 ただし、次のいずれかに該当するものは対象としない。

- (1) 市内スポーツ少年団の登録がない者
- (2) 市外在住の者
- (3) 当該大会出場にあたり、市より他の補助金等の交付を受けている者
- (4) 大会の出場選手・監督として登録されていない者

3. 対象大会

スポーツ少年団関係の大会等の東北大会以上の大会 ただし、強化練習・試合と判断される大会は対象としない。

4. 対象経費

別表のとおり。

5. 手続き等

補助金の交付を受けようとする者は以下のものを添付し、提出すること。 また、大会開催日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに申請のあったものに限る。

- (1) 交付申請書
- (2) 大会要項(予選大会、本戦大会ともに必要)
- (3) 監督・選手名簿(予選大会、本戦大会ともに必要)
- (4)組み合わせ及び大会結果(予選大会、本戦大会ともに必要)
- (5) 宿泊費の領収書(対象者の宿泊代が確認できる書類、内訳明細等)
- (6) 振込先の通帳の写し(単位団名が入っているもの)

6. 補助金額

補助対象経費の1/2とする。